船橋市市民活動支援審査会運営要綱

平成22年1月25日施行　協第81号
平成28年9月15日一部改正施行　協第117号
平成30年9月1日一部改正施行　協第119号

（目的）
第１条　この要綱は、船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱（平成22年1月8日協第77号。以下「実施要綱」という。）第10条第2項の規定により、船橋市市民活動支援審査会（以下「支援審査会」という。）の組織及び運営について定める。
（所掌事項）
第２条　支援審査会は、次の事項を審査する。
（1）実施要綱第８条の規定による申込に係る支援の適否及び支援金の額等
（2）その他市長が特に必要と認めた事項
（組織）
第３条　支援審査会は、委員７人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
（1）公募市民
（2）学識経験を有する者
（3）市民活動団体関係者
（4）市民生活部長
３　委員の任期は２年以内とする。ただし、再任を妨げない。
４　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第４条　支援審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は会務を総理する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　支援審査会は会長が招集し、会議の議長となる。
２　支援審査会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　支援審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。
（災害補償）
第６条　委員の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて取り扱うものとする。
（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、支援審査会に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。